乳幼児や重度障がい者、ひとり親家庭などへの 医療費の一部を助成

市では、乳幼児・重度障がい者・ひとり親家庭などを対象に、医療費の助成を行っています。

これらの制度は、保健・福祉の向上を目的とし、県と市が医療費の自己負担分を助成する制度です。

今回は、制度の仕組みや申請方法などについて紹介します。

乳幼児医療

対象者 市内に居住し健康保険に加入している乳幼児

助成内容
①4歳になる誕生日の属する月の末日までは、入院・通院無料
②4歳以上から6歳になる誕生日の属する年度末までの、自己負担上限（1医療機関ごと）は、次のとおりです。

通院■月額600円
入院■日額500円（月7日限度）

※今年10月からは、前記②の乳幼児も、入院・通院の自己負担額が無料となります。新しい医療証は9月下旬に郵送します。

助成の開始
出生■出生の翌日から30日以内に手続きをすれば、出生日までさかのぼって医療費を助成。
転入■転入月の末日までに手続きすれば、転入日から医療費を助成。

※申請が遅れた場合は、申請月の初日からの助成になります。

申請手続き
乳幼児の健康保険証と印鑑を持参して申請。
※所得証明が必要になる場合もあります。

ひとり親家庭等医療

対象者
①ひとり親家庭の母または父とその児童
18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母、または父とその児童で、次のいずれかに該当する人。
※ただし、事実婚がある場合は対象になりません。
●配偶者と死別または離婚していて、現に婚姻をしていない人
●配偶者の生死が1年以上明らかでない人
●配偶者から1年以上遺棄されている人
●配偶者が海外にいるため、1年以上その扶養を受けることができない人
●配偶者が精神または身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない人
●配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
●婚姻をせずに母または父となり、現に婚姻していない人
②父母のいない児童
小学校就学後から18歳未満の父母のいない児童で、次のいずれかに該当する人。
●父母と死別した児童
●父母の生死が1年以上明らかでない児童
●父母から1年以上遺棄されている児童
●父母が海外にいるため、1年以上その扶養を受けることができない児童
●父母が精神または身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童
●父母が法令により引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

助成内容
通院■月額800円
入院■日額500円（月7日限度）
※いずれも医療機関ごと

助成の開始と喪失
開始■対象になる要件に該当した日の属する月の末日までに手続きをすれば、該当日から助成。
喪失■児童が18歳に達した場合は、その年度の末日まで。それ以外の場合は、資格がなくなった月の末日まで。転出・婚姻の場合は、その前日まで該当。

申請と更新手続き
申請■次の書類を持参してください。
【必要書類】健康保険証、印鑑、児童扶養手当証書または遺族年金証書（該当者）、戸籍謄本、所得証明書、その他要件を確認できる証明など。
※申請者の状況や該当要件によって必要な書類が異なります。詳しくは担当にお尋ねください。
更新■毎年8月に更新の手続きが必要です。該当者には、通知書を送付。

重度障害者医療

対象者 市内に居住し、健康保険に加入し、次のいずれかの項目に該当する人。
①小学校就学後、65歳未満で重度の障がいがある人
②65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している重度の障がいがある人

障害要件
①身体障害者手帳（1級または2級）の所持者
②療育手帳（A）の所持者
③精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者
④身体障害者手帳（3級）の所持者で、知能指数が36以上50以下の人。
⑤障害基礎年金の1級に該当し、傷病名が知的障害または精神遅滞の人。

自己負担額上限
通院■月額500円
入院■日額500円（低所得世帯の場合は、日額300円）
※上限はいずれも1医療機関ごと、月10日間まで。

申請手続き
次の書類を持参し、申請をしてください。
①健康保険証（受給者本人）
②身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。
③1月2日以降に転入した場合は、本人と配偶者、または扶養義務者の前年の所得証明書。

更新のお知らせ
10月1日（金）に重度障害者医療証の一斉更新を行います。現在交付している医療証は9月30日（木）までしか使用できません。
所得制限●本人や配偶者、扶養義務者の前年の所得額が限度額を超えた場合は、次の更新日までの1年間はこの医療証の交付はできません。
更新受付●8月2日（月）から8月31日（火）まで
※受付時間は、8時30分から17時15分まで（土・日は除く）

医療証の使い方

◎受診する医療機関が県内の場合
健康保険証と医療証を医療機関に提示すると、医療証に記載されている一部自己負担金を除いた支払金額を県と市が負担します。

◎受診する医療機関が県外の場合
医療証は使えません。全額を支払い、後日、領収書を持って、市役所子ども課や障害福祉課、志摩・二丈庁舎総合窓口課で払い戻しの手続きが必要です。
なお、申請には加入している保険者の証明が必要な場合があります。

◎加入している保険の変更
変更後の健康保険証を市役所子ども課または障害福祉課、志摩・二丈庁舎総合窓口課まで持参して手続きをしてください。
また、資格がなくなったときは、医療証を返還してください。

問い合わせ
◎乳幼児医療について
◎ひとり親家庭等医療について
糸島市子ども課
☎(332)2074
◎重度障害者医療に関すること
糸島市障害福祉課
☎(332)2073

乳幼児健診の風景、元気な赤ちゃんです